様式第６号（第７条関係）　　　　　　　（表）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払いに関する委任状兼同意書

年　　月　　日

（あて先）本庄市長

　被保険者（以下「委任者」という。）は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）受領に関する権限を事業者（以下「受任者」という。）に委任します。また、支給の可否に関し受任者に通知することに同意します。

委任者及び受任者は、本庄市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要領（以下「実施要領」という。）に従い、次の各事項を遵守することを誓約し、誠実に住宅改修の受領委任払いを行うことに同意します。

つきましては、支給が決定された委任者の住宅改修費を次の口座振込依頼欄記載の口座に振込んでください。

委任者

（被保険者）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　印

所在地

受任者

（事業者）

事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 口座振込依頼欄 | 銀行信用金庫信用組合農協 | 本店支店 | 種　　目 | 口　座　番　号 |
| １　普通預金２　当座預金 |  |  |  |  |  |  |  |
| 金融機関コード | 店舗コード |
|  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

記

【委任者が遵守する事項】

１　受領委任払いの対象者は、本庄市の介護保険被保険者であって、要介護認定又は要支援認定を受け在宅で介護を受けておりかつ給付制限を受けていないものとする。

２　住宅改修の工事内容については、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターのケアマネジャー等、事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密に事前相談を行うこと。

３　受任者に介護保険被保険者証を提示すること。

４　住宅改修の着工前に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払いに関する委任状兼同意書、住宅改修が必要な理由を記載した書類、住宅改修に要する費用の見積書、改修箇所の確認ができる書類、改修前の写真及び所有者の承諾書（改修を行う住宅の所有者が当該被保険者又は同居家族でない場合）を添付し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前承認申請書（受領委任払い用）を提出すること。

５　改修工事の完了後、受領委任払いの利用に係る費用額明細書兼確認書に記載されている被保険者自己負担額を受任者へ支払うこと。

（裏）

６　受任者へ被保険者自己負担額を支払った後、領収書、住宅改修に要した費用の内訳書、改修後の写真及び受領委任払いの利用に係る費用額明細書兼確認書を添付し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（受領委任払い用）を提出すること。

【受任者が遵守する事項】

１　住宅改修の提供に関しては、関係法令、通達及び実施要領等を遵守すること。

２　委任者が、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な住宅改修が行えるよう調整・援助・施工を行うとともに、住宅改修により委任者の日常生活の便宜を図り、委任者を介護する者の負担を軽減するよう努めること。

３　住宅改修を行うに当たっては、本庄市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

４　委任者から当該住宅改修を受領委任払いで取扱うことを求められた場合には、委任者の提示する介護保険被保険者証によって、本庄市の被保険者であること、要介護認定又は要支援認定を受けていること及び給付制限を受けていないことを確認すること。

５　住宅改修を前提として行われた設計及び積算の費用は、実際に住宅改修が行われた場合に支給対象とする。当該住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかにその変更の内容を委任者及び本庄市に連絡すること。

６　市が介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（受領委任払い用）を受理した日の属する月の翌々月末までに支給額を決定し、受任者の指定する口座にその金額を振り込むという事務処理を承知していること。

７　住宅改修についての見積書を作成する際には、住宅改修の行われる場所、商品名、商品番号、改修に要する費用、事業所名及び連絡先等を明記し、委任者に十分説明した上で発行すること。また、住宅改修費の申請に必要な見積書、図面及び写真等を委任者に提供すること。

８　住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを委任者より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事が完了し被保険者自己負担額を受領したときは、領収書及び受領委任払いの利用に係る費用額明細書兼確認書を発行すること。

９　当該住宅改修の施工により委任者に対して賠償すべき事態が発生した場合は、当事者間で協議の上、関係法令に従いその責任の範囲において、委任者にその損害を賠償すること。

１０　受領委任払いによる住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完了の日から２年間保管すること。

１１　住宅改修費の支給に関して必要があると市長が認めた場合には、介護保険法の規定により、報告、提出、提示若しくは出頭を求め又は事業所へ立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査することとなるため、住宅改修を適正に行うこと。なお、関係法令、通達、実施要領及びこの同意書の遵守事項に違反し、その是正について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

１２　委任者から苦情又は相談があった場合は、必要に応じて状況を詳細に把握し事実の確認を行うこと。なお、苦情に対しては委任者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に対応すること。

１３　業務上知り得た委任者又はその家族の情報を他へ漏らさないこと。

１４　受任者は、この同意書の写しを保管し、委任者にも交付すること。　　　　　　　　　　　　　以上